

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

匠瑳市長 宮内 康幸

市町村名 (市町村コード)	匠瑳市 (12235)	
地域名 (地域内農業集落名)	栄地区 (西郷、東郷、和田高松・中郷、川辺新田、東栢田、西栢田下、西栢田上、堀川東、堀川西(1)、堀川西(2)、栢田浜、堀川浜)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月28日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、個人の農業経営体の内、65歳以上の割合が42.9%となっており、今後、高齢化による農業従事者の減少と後継者不足、このことに伴う耕作放棄地の増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

個人経営体:91人(うち50歳未満8人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)8経営体
主な作物:水稲、豆類、露地野菜、施設野菜、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区の特産物である水稲や野菜等の高収益作物について、農作業の効率化及び省力化を図るため、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進める。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	512.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	512.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集積を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じた担い手への貸付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、市、農業事務所及び関係土地改良区と連携し、土地改良事業の実施に向けた協議を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業委員会、農業事務所及びJA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術向上への支援や生産する農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行っている事業者の情報を収集し、地域内で情報共有を図る。作業委託を必要とする経営体と事業者とのマッチングを行っていくことで、地域内農地を維持し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の発生要因となっている有休農地を管理するとともに、狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、確保を図る。
- ②有機農業や減農薬・減肥料栽培を推進する。
- ③農作業の省力化を図るため、スマート農業に関する情報を収集するとともに、導入に向けた協議を進める。
- ⑦地区の活動組織を中核とした農用地・水路・農道等の地域資源の保全活動により、地域農業の維持に努める。